

広島平和記念資料館に係る指定管理者候補の選定について

広島平和記念資料館について、次のとおり指定管理者候補を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区中島町1番2号
- (2) 設置目的
原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補名
公益財団法人広島平和文化センター（広島市中区中島町1番2号）
- (2) 非公募理由
広島平和記念資料館の管理は、単なる施設の維持管理ではなく、本市の平和行政との連携の下、原爆被災に関する調査・研究やそれに基づく企画展の実施、平和学習など高度な専門性を有した原爆平和関連のソフト事業が一体となって実施されるものでなければならない。
公益財団法人広島平和文化センターは、これまで、広島への被爆体験を根拠に据え、本市とともにその継承と平和思想の普及を図るための様々な事業を行うとともに、広島平和記念資料館の適正な管理を行ってきた。
このように、原爆資料の調査・研究・展示に関して専門的な知識を持つ職員を擁し、かつ、被爆の実相及び平和に関する様々な情報や関連事業の実績を有する公益財団法人広島平和文化センターを非公募により指定管理者とする。

3 市民局指定管理者指定審議会非公募施設審査部会委員

役職	職名	氏名
会長	市民局長	杉山 朗
副会長	市民局次長	橋場 忠陽
委員	市民局文化スポーツ部長	松嶋 博孝
委員	市民局国際平和推進部長	村上 慎一郎
委員	市民局国際平和推進部国際化推進担当部長	中谷 満美子
委員	市民局人権啓発部長	平岡 重宏

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島平和文化センター**を指定管理者候補として選定した。

申請者	公益財団法人広島平和文化センター
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額	19億1,057万円
◎ 指定管理料提案額	19億1,057万円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に関する取組状況について確認を行った。

<指定管理者候補となった公益財団法人広島平和文化センターの取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率(2.3%)以上】	達成(3.45%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得	有(エコアクション21)	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	未策定	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—